

令和 8 年度兵庫県肝炎ウイルス検査事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、兵庫県が実施する肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 検査の対象者は、原則として神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市を除く県内に住所を有し、次の各号に該当する者とする。

- (1) 20歳以上の者のうち、検査の受診を希望する者
 - (2) 40歳以上の者のうち、原則として他に肝炎ウイルス検査の受診機会がない者
 - (3) 前 2 号に定めるもののほか、知事が検査を受診することが必要と認められた者
- 2 前項の規定にかかわらず、過去において肝炎ウイルス検査を受診したことのある者は、原則として対象者から除外する。
- 3 前 2 項の肝炎ウイルス検査の受診機会及び受診については、B 型肝炎ウイルス検査、C 型肝炎ウイルス検査それぞれについて判断するものとする。

(検査の項目)

第 3 条 検査の項目は、次のとおりとする。

- (1) B 型肝炎ウイルス検査（HBs 抗原精密検査）
- (2) C 型肝炎ウイルス検査（HCV 抗体検査。必要な場合さらに、HCV 核酸増幅検査）

(実施医療機関)

第 4 条 検査は、県から委託を受けた神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市を除く県内の医療機関（以下「実施医療機関」という。）が実施するものとする。

(検査の受診手続)

第 5 条 検査を受けようとする対象者は、兵庫県肝炎ウイルス検査受診申込書兼結果報告書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、実施医療機関に提出しなければならない。

(実施医療機関の医師の責務)

第 6 条 実施医療機関の医師は、検査を実施するときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受診者に対して、あらかじめ、当該検査に関する事項の他、必要な事項について十分な説明を行うこと。
- (2) 受診者本人から当該検査の実施に関する同意を得ること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委託契約に定める事項

(県の責務)

第7条 県は、検査を実施するにあたっては、あらかじめ、広報等によりその意義や実施の方法等を県民に対し十分周知するものとする。

2 県は、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及を図るとともに、個人のプライバシーの保護及び実施医療機関との連携等、検査を円滑に実施するための体制の整備に努めるものとする。

(検査結果の通知及び報告)

第8条 実施医療機関は、検査を実施したときは、その結果を、次の各号の区分に基づき速やかに通知及び報告するものとする。

(1) 受診者に対する通知

兵庫県肝炎ウイルス検査受診申込書兼結果報告書(様式第1号)の写し

(2) 県に対する報告

兵庫県肝炎ウイルス検査受診申込書兼結果報告書(様式第1号)

(費用負担)

第9条 県は、第3条で定める検査の項目の実施に必要な費用について、実施医療機関との委託契約に基づき、受診者に代わって全額負担するものとする。

(台帳の整備)

第10条 県は、受診者の受診状況及び判定結果等を把握するため、兵庫県肝炎ウイルス検査受診者台帳(様式第2号)を整備し、保管するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。